

会 議 記 録

会議名称	杉並区子ども・子育て会議（令和6年度第3回）	
日時	令和6年12月20日（金）19時00分～20時58分	
場所	杉並区役所 中棟5階 第3・4委員会室	
出席者	委員名	大山会長、大村副会長、小川委員、佐藤委員、高田委員、宮内委員、大野委員、有馬委員、小俣委員、久保田委員、与謝野委員、狩野委員、小林委員、四童子委員、中村委員
	事務局	子ども家庭部長、子ども家庭部管理課長、子ども家庭部子ども政策担当課長、子ども家庭部地域子育て支援課長、子ども家庭部児童相談所設置準備課長（子ども家庭支援課長兼務）、子ども家庭部保育課長、子ども家庭部保育施設担当課長、子ども家庭部児童青少年課長、子ども家庭部学童クラブ整備担当課長、保健福祉部障害児支援課長（障害者施策課長兼務）、杉並保健所保健サービス課長
傍聴者数	1名	
配付資料等	資料1	杉並区子ども・子育て会議委員名簿及び席次表
	資料2	杉並区子ども・子育て会議事務局名簿
	資料3-1	杉並区総合計画 令和6年度（2024年度）～令和12年度（2030年度）・杉並区実行計画（第2次） 令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度） 修正案
	資料3-2	杉並区総合計画（区政経営改革推進基本方針） 令和6年度（2024年度）～令和12年度（2030年度）・杉並区区政経営改革推進計画（第2次） 令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度） 修正案
	資料3-3	杉並区デジタル化推進計画（第2次） 令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度） 修正案
	資料3-4	杉並区協働推進計画（第2次） 令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度） 修正案
	資料3-5	杉並区区立施設マネジメント計画（第1期）令和6年度（2024年度）～令和12年度（2030年度）・第1次実施プラン令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度） 修正案
	資料4	「（仮称）杉並区子どもの権利に関する条例」の制定に向けた取組について
	別紙	「子どもの権利に関する条例」骨子案について
	資料5	杉並区子どもの居場所づくり基本方針（案）の策定について
	資料5-1	杉並区子どもの居場所づくり基本方針（案） 概要版
	別紙	区が取り組むこれからの子どもの居場所づくり 今後の取組の方向性
	資料6	区立児童相談所の開設に向けた取組について
	別紙	杉並区児童相談所設置運営計画（第3版）（概要）
	資料7	「子ども・子育て支援事業計画」の推進状況（令和5年度

	<p>分) の点検・評価のまとめ (案)</p> <p>資料 8 杉並区子ども家庭計画 (素案)</p> <p>別紙 杉並区子ども家庭計画 (素案) の概要</p> <p>資料 9 子ども・子育て支援法に基づく利用定員の設定について</p> <p>別紙 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用定員の変更並びに廃止等 (報告)</p> <p>【参考資料】</p> <p>広報すぎなみ 12 月 5 日臨時号</p> <p>杉並区実行計画等の一部修正案に関する意見提出について (依頼)</p> <p>杉並区子どもの居場所づくり基本方針案に関する意見提出について (依頼)</p> <p>杉並区健康医療計画の改定 (案) に関する意見提出について (依頼)</p>
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員の設定について</p> <p>(2) 「子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況 (令和 5 年度分) の点検・評価のまとめ (案) について</p> <p>(3) 「杉並区子ども家庭計画」素案について</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 杉並区総合計画・実行計画等の一部修正について</p> <p>(2) 「(仮称) 杉並区子どもの権利に関する条例」の制定に向けた取組について</p> <p>(3) 「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」案について</p> <p>(4) 区立児童相談所の開設に向けた取組について</p> <p>4 その他</p>
大山会長	<p>それでは、令和 6 年度第 3 回杉並区子ども・子育て会議を開催いたします。</p> <p>初めに、事務局から連絡事項や資料の確認をお願いいたします。</p>
子ども政策担当課長	<p>事務局の子ども政策担当課長の松下でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>では、初めに、定足数の確認をさせていただきます。定足数につきましては、条例第 6 条第 2 項により、委員の半数以上の出席で成立いたします。本日は、手島委員と東郷委員の 2 名がご欠席でございますが、委員の半分以上のご出席でございますので、有効に成立しております。</p> <p>続いて、資料の確認をさせていただきます。事前にお送りした資料、それから、本日席上に配付したものがございまして、併せて確認させていただきます。</p> <p>まず、資料 1 「杉並区子ども・子育て会議委員名簿及び席次表」。</p> <p>資料 2 「杉並区子ども・子育て会議事務局名簿」。</p> <p>資料 3 - 1 「杉並区総合計画 令和 6 年度 (2024 年度) ~令和 12 年度 (2030 年度)・杉並区実行計画 (第 2 次) 令和 6 年度 (2024 年度) ~令和 8 年度 (2026 年度) 修正案」</p> <p>資料 3 - 2 「杉並区総合計画 (区政経営改革推進基本方針) 令和 6 年度 (2024 年度) ~令和 12 年度 (2030 年度)・杉並区区政経営改革推進計画 (第 2 次) 令和 6 年度 (2024 年度) ~令和 8 年度 (2026 年度) 修正案」</p>

	<p>資料3-3「杉並区デジタル化推進計画(第2次) 令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度) 修正案」</p> <p>資料3-4「杉並区協働推進計画(第2次) 令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度) 修正案」</p> <p>資料3-5「杉並区区立施設マネジメント計画(第1期) 令和6年度(2024年度)～令和12年度(2030年度)・第1次実施プラン令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度) 修正案」</p> <p>資料4「『(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例』の制定に向けた取組について」。資料4の別紙がクリップ留めでついでございます。</p> <p>資料5「杉並区子どもの居場所づくり基本方針(案)の策定について」。こちらクリップで資料5-1「杉並区子どもの居場所づくり基本方針(案)概要版」と資料5-1の別紙としまして「区が取り組むこれからの子どもの居場所づくり 今後の取組の方向性」が一緒についてございます。</p> <p>資料6「区立児童相談所の開設に向けた取組について」。資料6の別紙としまして「杉並区児童相談所設置運営計画(第3版)(概要)」。</p> <p>資料7「『子ども・子育て支援事業計画』の推進状況(令和5年度分)の点検・評価のまとめ(案)」。</p> <p>資料8「杉並区子ども家庭計画(素案)」。</p> <p>資料9「子ども・子育て支援法に基づく利用定員の設定について(意見聴取)」。</p> <p>参考資料としまして、「広報すぎなみ」と、いくつかの計画の意見提出についての依頼をクリップ留めしたものを席上に配付してございます。</p> <p>それに加えて、ご持参いただきたいということで、現行の「子ども家庭計画」、このピンクの冊子についてもお持ちいただいているようお願いしているところでございます。</p> <p>以上、不足等ございませんでしょうか。計画についてお持ちでない方についても、お貸出しができますので、挙手をお願いできればと思います。</p> <p>そうしましたら、録音の確認、記録の説明に移らせていただきます。本日の会議につきましては、会議記録作成のために録音させていただいておりますが、録音した音声そのものは公表しませんので、ご了承ください。</p> <p>会議記録につきましては、発言の要旨を記録する形でまとめ、委員の皆様にご確認をいただいた後、区のホームページ上で公表いたします。会議終了後、3週間以内を目途に公表してまいりますので、内容の確認についてはタイトなスケジュールをお願いすることになるかと思いますが、ご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>長くなりましたが、事務局からは以上でございます。</p>
大山会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、本日の議題及び報告事項は全部で7つを予定しております。通常の議題・報告事項よりもかなり多くなっております。お手元の資料を見ても分かる通り、枚数もかなり多いのですが、質としても特に報告事項3の(3)「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」案の内容等について、かなり重要な論点が含まれる内容になっておりますので、全体としてメリハリのある議事進行で午後9時を目途に効率的かつ活</p>

	<p>発な議論を行ってまいりたいと考えております。議事進行にご理解・ご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>まずは、議題の1つ目「教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員の設定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>保育施設担当 課長</p>	<p>保育施設担当課長の有吉と申します。私からは、資料9に基づきまして、子ども・子育て支援法に基づく利用定員の設定について、説明をさせていただきます。</p> <p>まず、1番目「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用定員の設定について」でございます。No. 1からNo. 6まで利用定員を設定させていただきます。</p> <p>No. 1は事由が新規でございます、居宅訪問型保育事業の利用定員を設定いたします。</p> <p>続いてNo. 2は事由が民営化となっておりますが、現在公設民営保育園として運営している高井戸保育園を私立保育園に転換するものでございます。</p> <p>続けてNo. 3は事由が移行となっておりますが、こちらは現在事業者内保育事業という類型で運営している保育事業について小規模保育事業に転換するものでございます。</p> <p>No. 4とNo. 5は事由が設置者の変更となっておりますが、こちらの事業者が保育事業という類型自体は変わらないのですが、設置者が変更となるため、新たに認可定員を設定するものでございます。</p> <p>続きまして、No. 6が新制度幼稚園への移行の件でございます。</p> <p>続きまして2番目「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用定員の変更並びに廃止等について」、資料9の別紙をご覧くださいませでしょうか。こちらは1番から参考まで記載しております。</p> <p>まず、1番が利用定員の変更の案件でございます。</p> <p>No. 1からNo. 5までございまして、まず、No. 1からNo. 4につきましては、事業者からの申出により定員を変更するものでございます。</p> <p>続きまして、No. 5が杉並区中央幼稚園が幼稚園として休止になるといったところでございます。</p> <p>続きまして2番目「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の廃止」件でございます。</p> <p>No. 1からNo. 5まで記載しておりますが、まず、No. 1からNo. 4までの案件につきましては、先ほどの資料9の本紙でご説明しました施設の内容と関連して、廃止といった取り扱いとなっております。例えばNo. 1の区立高井戸保育園につきましては、新たに私立保育園として利用定員を設定しておりますので、区立保育園としては廃止といった状況でございます。</p> <p>No. 5につきましては、単独の家庭的保育事業の廃止といった案件でございます。</p> <p>最後に参考といたしまして、区独自の保育室若杉につきまして、令和7年3月31日で廃止となるといったところでございます。</p> <p>資料9の本紙に戻っていただけますでしょうか。</p> <p>3番目はこれまで説明した「利用定員の増減」を表で表してございます。表の中で変更前は合計で545だったところ、変更後が520名になりまして、計といたしましては25名分が減となるといった状況でございます。</p>

	<p>ます。</p> <p>私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
大山会長	<p>子ども・子育て支援法に基づく利用定員の設定などについてご説明いただきました。</p> <p>本件につきまして、ご意見・ご質問ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、「教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員の設定について」は、了承といたします。</p> <p>次に議題2つ目の『子ども・子育て支援事業計画』の進捗状況の点検・評価のまとめ(案)について、事務局から説明をお願いします。</p>
子ども政策担当課長	<p>子ども政策担当課長の松下です。よろしく願いいたします。</p> <p>私からは「子ども・子育て支援事業計画の点検・評価(令和5年度分)(案)」についてご説明させていただきます。資料7をご覧ください。</p> <p>この「子ども・子育て支援事業計画」の点検・評価はこの計画の着実な推進を図るために毎年度の計画の進捗状況をご報告し、その結果を受けて必要な処置を講じていくことを目的に実施をしてございます。</p> <p>対象事業としましては、「就学前の教育・保育」の事業と「地域子ども・子育て支援事業」の13事業となり、区分Ⅰの「就学前の教育・保育」、それから、区分Ⅱの6「延長保育」、9「学童クラブ」につきましては、令和5年度中の施設整備等の結果が本年の4月または5月の定員として表れてまいりますので、令和6年度の欄を対象年度としてございます。</p> <p>本日はこの後、「子ども家庭計画」素案についてのご説明もございませぬので、この子ども・子育て支援事業計画第3期で大幅な変更がございませぬ事業、具体的には区分Ⅱの3「利用者支援事業」、9「学童クラブ」、11「要保護児童等の支援のための事業」の3事業につきましては、この後の「子ども家庭計画」素案の中で説明させていただくこととし、この点検・評価については、それ以外の事業から主なものの実施状況等をご説明させていただければと思ひます。</p> <p>それでは1枚おめくりいただき、1ページをご覧ください。「教育施設」でございませぬ。</p> <p>令和6年度につきましては、36園の私立幼稚園と6園の子供園で教育・保育を提供しましたが、利用者数及び認定者数は年々減少している状況がございませぬ。</p> <p>今後については、地域において幼児教育が受けられる環境を確保するため、引き続き運営等の一部補助を行うほか、各園の意向や状況に応じた相談支援に努めてまいります。</p> <p>続きまして3ページ「保育施設」でございませぬ。</p> <p>令和6年度は、認可保育所1所において、新園舎への移転に合わせて定員の適正化を図りました。認可保育所への入所決定率は98.1%に達しまして、希望する全ての子どもが認可保育所に入所できる環境というものをとおおむね実現することができました。</p> <p>また、認可保育所の整備が進んだことにより、待機児童解消対策のため臨時事業として実施してきた区保育室3所を廃止いたしました。</p> <p>今後は保育施設の利用者数が緩やかに減少していく見込みであることを踏まえ、引き続き地域・歳児別に必要な保育定員数の確保に取り組むとともに、保育定員に空きが生じた場合は一時預かり事業や、「こども誰でも通園制度」を活用するなど、地域の子育て支援の充実に</p>

	<p>つなげてまいりたいと考えております。</p> <p>続いて5ページ「妊婦健康診査」です。</p> <p>妊娠届数の減少によって受診者数は減少してございますが、妊婦健康診査の受診率につきましては、6ページの参考資料(1)にございまして、95%から96%といったところで毎年推移してございます。</p> <p>令和5年度は超音波検査の受診票の交付枚数の拡充ですとか、多胎妊婦の健診費用の一部助成も開始してございます。</p> <p>今後も妊娠期から安心して過ごすことができるよう、産科医療機関等と連携しながら支援が必要な妊産婦の早期発見に努め、適切な支援につなげてまいります。</p> <p>続きまして7ページ「すこやか赤ちゃん訪問」でございます。</p> <p>令和5年度は出生数の減少に伴い、訪問件数は前年度に比べてやや減少してございますが、杉並区に里帰り中の方への訪問というものが多くございまして、出生数を超える訪問数となっております。引き続き全件訪問を基本としまして、安心して子育てできる環境の整備に努めてまいります。</p> <p>少し飛びまして、11ページ「乳幼児親子のつどいの場」でございます。</p> <p>令和5年の9月に子ども・子育てプラザ下高井戸が開設されたことにより、区内7地域が1所ずつ子ども・子育てプラザが整備され、利用者数も前年度の実績を大きく上回ってございます。</p> <p>また少し飛びまして、17ページをご覧いただければと思います。こちらは「地域における一時預かり」でございます。</p> <p>本事業につきましても、利用者数は前年度を上回っております。また、各施設とも利用事由は「リフレッシュ」が最も多くなっており、乳幼児を安心して預けることのできる事業として今後も一定のニーズが見込まれることから、引き続き事業を実施してまいります。</p> <p>続きまして、21ページ「病児保育」でございます。</p> <p>本事業につきましても、利用者数は前年度を上回っております。</p> <p>令和6年度に区内5か所目の病児保育室を開設したところですが、今後も地域バランス等を考慮して、区内医療機関や保育運営事業者への働きかけ等を継続してまいりたいと考えております。</p> <p>続いて27ページ「子どもショートステイ」でございます。</p> <p>本事業につきましては、子ども家庭支援センターや保健センターの職員が虐待の未然防止のために利用が必要と考えられるケースに積極的に利用勧奨いたしまして、利用支援家庭を対象とした子どもショートステイ事業の利用者が前年度に比べ3倍となりました。児童福祉法の改正により、本事業には虐待の未然防止に資する事業としての充実が求められておりますので、これまで以上に子育ての負担軽減につながるよう取り組んでまいりたいと考えています。</p> <p>簡単ではございますが、私からは以上となります。よろしく願いいたします。</p>
大山会長	<p>「子ども・子育て支援事業計画」のの着実な推進を図るため、毎年度行う点検・評価について令和5年度の取組状況をご説明いただきました。</p> <p>今回は3番と9番と11番、「利用者支援事業」、「学童クラブ」。それから「要保護児童等の支援のための事業」は虐待対応等に関してですが、これに関する質問に関しては次の議題でご質問をお受けしたいと思っております。今回はこれ以外の部分の内容につきまして、ご意見・ご質問等ご</p>

	<p>ございましたら、挙手をお願いいたします。 よろしいでしょうか。 それでは点検・評価（案）につきましては、了承することといたします。 次に議題の（３）『杉並区子ども家庭計画』素案について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>子ども政策担当課長</p>	<p>引き続き、子ども政策担当課長の松下です。よろしくお願いいたします。 「杉並区子ども家庭計画」については、区の上位計画である総合計画、実行計画や、本日の報告事項でございます。子どもの居場所づくり基本方針案、それから、子どもの権利に関する条例制定に向けた取組、児童相談所開設に向けた取組等を反映させた内容としておりますので、報告事項について先にご説明させていただいて、計画についてはその後で説明をさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。 （委員から質問・異議なし） ありがとうございます。 そうしましたら、先に報告の（１）の「杉並区総合計画・実行計画の一部修正について」、ご説明させていただきたいと思っております。 使います資料は、資料３－１から５となります。 今回の一部修正につきましては、これからご報告する「子どもの居場所づくり基本方針案」など、新たな方針等の策定に伴って必要とする修正や、昨年総合計画・実行計画の改定をしておりますが、その計画の改定するときには想定し得なかった状況の変化に対応するために行ったものでございます。 現在、これらの計画案に対しましては、１月６日まで区民等の意見募集、パブリックコメントを行っており、ご意見につきましては、本日席上に配付しました「広報すぎなみ」ですとか、「杉並区総合計画等の一部修正案に関する意見提出について（依頼）」によってお寄せいただきたいと考えております。 それでは、資料３－１、総合計画・実行計画修正案の１ページをおめくりいただければと思います。 こちらに、総合計画、実行計画の修正の施策事業の一覧がございまして、ページ数の入っているところが修正箇所となっております。 子ども分野の施策に関する部分につきましては、施策の１８、１９、２０の３施策、６事業を修正してございます。 資料３－１の２５ページをお開きください。 施策１８「子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実」では、施策指標について、本年度に実施した区民意向調査によって現状値を把握したことから、現状値及び目標値の設定をしております。 続いて２７ページ「子どもの権利が尊重される地域社会の実現」でございます。 こちらは令和７年の第１回区議会定例会に提出予定の「（仮称）杉並区子どもの権利に関する条例」に基づきまして、子ども施策を総合的に推進するため、現行の計画では２つの事業に分かれていたものを統合し、また相談・救済機関の設置の取組を追加したものです。 次に２９ページの施策１９の１「より良い子どもの居場所づくりの推進」においては、子どもの居場所づくり基本方針案の内容を反映させまして大きく修正してございます。</p>

続いて 31 ページ、施策 20 の 2 「地域における子育て支援体制の充実」。こちらも子どもの居場所づくり基本方針案を踏まえて、子ども・子育てプラザの運営及び乳幼児親子の居場所に係る取組を修正するものです。

次の 33 ページ、施策 20 の 3 「保育の質の向上」は、高井戸東保育園と、ゆうゆう高井戸東館を改築することに伴う修正でございます。

続いて 35 ページの施策 20 の 4 「多様なニーズに対応した保育サービスの推進」では、子ども・子育て支援法に基づく「こども誰でも通園制度」が開始されることを踏まえた修正を行っています。

次に 37 ページ、施策 20 の 5 「学童クラブの整備・充実」についても子どもの居場所づくり基本方針案を踏まえ、取組を修正するものでございます。

次に資料 3-2、区政経営改革推進基本方針をご確認いただければと思います。

1 ページおめくりいただきますと、こちらも総合計画と同様に修正の一覧がございます。この中の「学童クラブおやつ代公会計化」につきまして 3 ページをご覧ください。

こちらは、おやつの調達手法を含めた全体的な見直しを図ることとしたことから、実施時期を修正してございます。

続いて資料 3-3 がデジタル化推進計画でございます。

3 ページをご覧くださいと思いますが「デジタル技術を活用した保育サービスの提供」のところでは、病児保育室の予約システム導入に係る取組を追加しています。

最後に資料 3-5 区立施設マネジメント計画でございます。

こちらの表紙をめくっていただいて 2 ページ目でございます。「第 5 章 施設の課題」の「(1) 主な施設の課題と今後の方向性」の部分について、児童館やコミュニティふらっと、ゆうゆう館の 3 項目について修正をいたしました。

「2 児童館、学童クラブ、子ども・子育てプラザ」の項目では、子どもの居場所づくり基本方針(案)を反映する形で「課題と今後の方向性」を全面的に修正してございます。

総合計画・実行計画等の一部修正についての説明は以上となります。

引き続き、報告の「(2) 『(仮称) 杉並区子どもの権利に関する条例』の制定に向けた取組について」、ご説明させていただきます。資料 4 をご覧ください。

条例制定に向けた取組については、これまでの会議の中でも子どもからの意見聴取の取組や子どもの権利擁護に関する審議会の答申についてご報告させていただいたところですが、答申においては、「子どもの権利を保障し、区を含めたそれぞれの主体の役割、子ども参加や相談・救済の仕組み等を定める総合的な条例を根拠として、継続的に子ども施策等を実施していくことがとりわけ必要」と言及されたところです。

また、子ども等からの意見聴取においては、自分の素直な思いや考え、意見を伝えられる機会や自分に合った居場所を望む声が多く聞かれました。

こうしたことを踏まえまして、区で検討を行った結果、子どもの権利保障に関し、基本理念を定め、区民等とともに子どもの権利を保障する施策等を推進する必要があることから、子どもの権利に関する条例を制定することとしたところです。

	<p>条例に盛り込む主な事項としましては「条例の目的・基本理念、定義」「子どもの権利の保障」「区の責務と保護者等の役割」「子どもの権利を保障するための政策」としまして、資料4別紙の後ろから2枚おめくりいただいたところにございます骨子案を作成いたしました。こちらの骨子案を今年の9月に保健福祉委員会に報告し、10月にはパブリックコメントやオープンハウス形式での区民説明会を行ってきたところです。</p> <p>骨子案の5に「子どもの権利を保障するための施策」が載っていますが、区では条例の制定後は、ここに記載があるような「子どもの意見表明及び参画の仕組み」ですとか、「子どもの権利の保障と権利侵害に関する相談と救済の仕組み」、「子どもの権利の普及啓発」、「子どもの権利の保障に資する施策の実施状況の評価や検証」等について、条例に基づいて取り組んでいきたいと考えているところです。</p> <p>このうち上の3つの取組が先ほどの総合計画・実行計画の修正のところでご説明をした取組となっております。</p> <p>条例につきましては、今後、令和7年2月の第1回区議会定例会に条例案を提出しまして、4月の条例施行を目指して引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでございます。</p> <p>私からの説明は以上となります。</p>
<p>児童青少年課長</p>	<p>児童青少年課長の高倉と申します。私からは引き続き、報告事項「(3)『杉並区子どもの居場所づくり基本方針』案について」ご説明をさせていただければと思います。資料5をご覧ください。</p> <p>杉並区におきましては、基本構想で定める子ども分野の将来像を実現していくため、子どもの居場所づくりの理念や基本的な視点、今後の取組の方向性を盛り込んだ「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を令和6年度中に策定すべく、この間取組を進めてきたところです。</p> <p>前回7月26日開催の第2回子ども・子育て会議におきましては、この資料1の(1)の表に記載のとおり、子どもアンケートや子どもワークショップ、居場所実施者アンケートなど、当事者である子どもの声を中心にしながら地域住民や地域で子どもの居場所に関わる団体からも意見聴取を行っていること、また、その時点で考えておりました基本方針の骨格案を委員の皆様にお示しをしておいてご意見を頂戴したところでございます。そこで頂いたご意見ですとか、子どもの意見などを踏まえまして9月上旬に基本方針の素案というものを作成させていただきました。</p> <p>これまでの手法ですと、区は案をつくって、その後パブリックコメントを行うという流れでしたけれども、今回はより丁寧に子どもや地域の意見を聴取するために案の前段階として素案をつくりまして、こちらの資料の裏面をご覧くださいければと思いますけれども、この(2)に記載のとおり、基本方針の素案に対して再度、児童館や「ゆう杉並」、地域区民センター等でオープンハウス形式の意見交換会などを開催しまして、素案に対する意見聴取の取組を重ねて行ったところでございます。</p> <p>こうした取組を経まして、先月11月に「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」案を取りまとめましたので、本日はその内容をご紹介します、ご報告させていただきたいと思っております。</p> <p>概要版を用いてご説明をさせていただきますので、右上に資料5-1と書かれたA3判の資料をご覧くださいければと思います。こちらの資料は案全体の概要をまとめたものとなっております。基本方針案は全4章で構成してございます。</p>

まずは、左上、第1章は「はじめに」といたしまして、基本方針作成の趣旨・背景や、その下、基本方針の位置づけなどを盛り込んでおるところでございます。

左下、第2章は「子どもの居場所に関する基本的事項」でございます。基本方針の対象とする子どもの範囲を0歳から18歳までと位置づけております。なお、18歳以上の若者の居場所については、別途検討することを明示しておるところでございます。

その他、子どもの居場所の定義を子どもが安心して自分らしく過ごすことができる場所や時間、オンラインも含む全般を指すものと定義づけをしたところです。

また、資料の一番左下では、公による居場所か民による居場所かに関わらず「子どもの居場所に関係するすべての大人に求められること」としまして、居場所に関係する全ての大人が留意すべき視点を四角囲みに記載のとおり、子どもの安全が確保され、安心して過ごせる場とすること、子どもの思いなどを尊重し、子どもにとって最も良いことを考えることなど、子どもの権利保障の視点を中心に定めたところがございます。

次に右上ですけれども、第3章でございます。こちらは「区が取り組むこれからの子どもの居場所づくり」を定めておる章となっております。

一番上では「第3章・第4章で区の出組の対象とする居場所の範囲」を記載のとおり定めたところです。

また、その下、区における今後の「子どもの居場所づくりの理念」といたしまして、子どもが選択可能な多様な居場所づくりを推進すること、子どもの視点に立ち、子どもの声や居場所づくりや居場所の運営に反映すること、子どもの成長支援と権利保障の出組を推進すること。以上、3つの理念を定めたところがございます。

また、その右側、こうした3つの理念に沿いまして、今後居場所づくりを行っていく上での基本的な視点といたしまして、視点1、成長過程に応じた居場所づくり。視点2、一般区民施設を子どもの視点から見直すこと。視点3、個別のニーズに応じた居場所づくり。視点4、多様な担い手による居場所づくりの推進の4つの視点を設けたところがございます。

その下には視点1から3に対応する今後の出組の方向性を記載しておるところでございますが、こちらは次の資料5-1別紙により後ほどご説明をさせていただきます。

最後にその下が第4章「子どもの居場所づくりの推進に向けて」でございます。左上、先ほどご説明した視点4に対応する形で多様な担い手による居場所づくりの推進に関する出組を記載しておりますほか、子どもの権利の普及啓発、子どもの居場所の情報発信、子どもの居場所ネットワークに関する出組を示したほか、最後にこれらを推進していくための推進体制について盛り込んでおるところでございます。

資料5-1の説明は以上でございます。

それでは、次に右上に「資料5-1別紙1」と書かれている2枚目の資料をご覧いただければと存じます。こちらは今後の具体的出組項目を記載した資料となっております。時間もございますので、主なものを抜粋してご説明させていただきたいと思っております。

まずは左上「すべての子どもを対象とした居場所」としての「児童館」

になります。

児童館については、これまでの考えですと、児童館が有していた機能を学校の中や子ども・子育てプラザに継承をして、児童館を廃止していく児童館再編の取組を行ってまいりましたが、これまでの検証や、この度の子どもの声を踏まえた検討を踏まえまして、これまでの児童館再編の考え方を見直し、今残っている 25 の児童館は機能・役割を強化した上で全て残すこととしておるところです。

また、「○」の 3 つ目になりますけれども、現時点で中学校区に児童館がない地域、右側の地図で言いますと、グレーで色づけをされている 7 つの中学校区ということになりますが、この 7 中学校区におきましては、今後、他の区立施設との併設等を前提に新たな児童館整備を検討していくこととしておるところです。

また、次の「○」では児童館のうち 7 館を「中・高生機能優先館」に位置づけ、中高生の居場所の充実を図ることとしております。

また、次の「○」ですけれども、黄色で色づけしておりますが、こちらは素案に対する区民意見を踏まえて、素案から案になる段階で追加した項目を表している箇所です。先ほどご説明をしたオープンハウス等による意見聴取の取組では乳幼児親子の居場所をより一層の充実を求めるご意見があったことから、近隣に子ども・子育てプラザがない区南西部の児童館 2 館において、日曜日開館を実施することとしておるところです。

以上が児童館に関する説明になります。

次が「小学生の居場所」になります。

1 つ目は「放課後等居場所事業」でございます。

こちらは学校施設を活用した小学生向けの居場所事業になってございますが、こちらを令和 9 年度までに全ての小学校に拡充していくこととしているほか、令和 9 年度全校実施に合わせまして、新たにおやつ提供を開始するなど、事業の充実を図ることとしております。

続きまして、1 つ飛びますが「学童クラブ」でございます。

学童クラブにつきましては、引き続き小学校内等への整備を検討していくほか、先ほどご説明した放課後等居場所事業の拡充によりまして、成長段階に応じて安全・安心に過ごせる環境が全小学校内に整いますことから、令和 9 年度から学童クラブの利用対象を見直すこととしておるところです。

また、大規模学童クラブについて運営面の充実を図ることもお示ししておるところでございます。

次に「乳幼児の居場所」になります。こちらでは子ども・子育てプラザの内容の充実を図るほか、ゆうキッズ事業の継続実施、また、区南西部の児童館での日曜開館を実施していくこととしておるところでございます。

次に右下「中・高校生の居場所」となります。

こちらは先ほど児童館で述べましたとおり、中・高校生機能優先児童館を各地域 1 館ずつ、7 館を整備することといたしまして、今後当事者である中高生の意見を聞きながら令和 9 年度から順次この中高生機能優先館に移行することとしておるところでございます。

次に右上(2)「公園等の一般区民施設を活用した居場所の充実」でございます。

こちらは基本的な考え方としておりますが、子どもの多様な居場所を

	<p>増やしていくためには、子ども対象の施設だけではなく、公園や図書館などの一般区民施設において子どもの居場所としての充実を図っていくこととしてございまして、公園、図書館、集会施設、スポーツ施設におきまして記載の取組を行っていくこととしてございます。</p> <p>最後に（３）「個別のニーズに応じた居場所づくり」です。</p> <p>こちら基本的な考え方を置いておりますが、児童館などは、全ての子どもが利用できるような充実を図っていくこととしてございますが、一方で個別のニーズに応じた専門的な支援を行う居場所づくりも重要であることから、障害や不登校、外国籍など個別のニーズに応じた居場所づくりにも記載のとおり取り組んでいくところでございます。</p> <p>概要版の説明は以上となります。</p> <p>恐縮ですが、資料５、１枚目、Ａ４判の資料の裏面にお戻りいただければと思います。３「今後のスケジュール」でございます。</p> <p>今、ご紹介いたしました基本方針案の内容は、先ほどご説明した総合計画等の一部修正案と併せまして、１２月３日から年明け１月６日までパブリックコメントを実施しているところでございます。そのパブリックコメントで頂いたご意見を踏まえまして、年明け１月末までには最終的な基本方針を決定する予定としておるところです。</p> <p>こちらはボリュームもございまして、改めてお気づきの点やご意見などがございましたら、先ほどご紹介ございましたが、パブリックコメントを行っておりまして、本日席上配付させていただいております資料の二次元コードからウェブで、または意見提出用紙での提出もできますので、ぜひ期間内にご意見をお寄せいただければと思っております。</p> <p>大変長くなり恐縮ですが、私からは以上です。</p>
<p>児童相談所設置準備課長</p>	<p>児童相談所設置準備課長の三浦です。私からは資料６を使いまして、「区立児童相談所の開設に向けた取組について」、ご説明いたします。</p> <p>令和８年１１月の区立児童相談所の開設に向けまして、「杉並区児童相談所設置等に関する検討委員会」において検討を進めました。その検討結果を第３版として取りまとめましたので、主な更新内容について報告させていただきます。</p> <p>まず、１の「杉並区児童相談所設置運営計画（第３版）への更新内容について」ということで、資料６別紙を見ながらご説明を聞いていただければと思います。</p> <p>まず、（１）「これまでの検討結果を踏まえた主な更新内容」でございます。</p> <p>第２章「児童相談所設置後の児童相談体制」の「関係機関等との連携に関するイメージ図の追加」ということでございます。</p> <p>こちらは別紙の左側の下のほうをご覧ください。これまでは子ども家庭支援センターと児童相談所だけが掲載されているような児童相談体制の図を載せておりましたけれども、今も様々な関係機関と連携をして、要支援要保護の児童の見守りをしておりますので、そういうことは変わらずやっていくのだということが分かるように図を訂正しましたというものでございます。</p> <p>２つ目は、第４章「人材確保、育成と組織体制」でございます。</p> <p>児童相談所及び一次保護施設の職員の配置の人数をどうやって計算したかということを追記してございます。こちらは国が発出しております児童相談所運営指針を参考に算定してございます。</p> <p>第５章が「相談の流れ」です。ここが一番大きく変更した点になります。</p>

	<p>す。児童虐待の通告からの流れ、相談援助の流れについて再度整理し、追記したものでございます。</p> <p>前回までは、こちらの虐待通告につきましては、児童相談所が一元化して受けていくということとしておりました。</p> <p>現在児童相談所と子ども家庭支援センターで通告していただける関係機関の差別化がきちんと図られていることから、今のままの役割分担でやっていこうということでございます。</p> <p>子ども家庭支援センターは児童相談の第一義的相談窓口となっております。今も保育園や幼稚園、様々な子ども支援サービスの事業者などからいろいろな心配等、保護者の方についてのご相談を受けております。それがきちんと機能していることから、わざわざ一元化してしまうと、かえってそういったいろいろな通告が入らないのではないということで今までどおりの流れにすると整理したものでございます。</p> <p>次に、資料6に戻りまして第8章「児童相談システム」でございます。</p> <p>今までは児童相談所と子ども家庭センター、保健センター、別々にシステムを構築すると記載してございましたけれども、情報の連携が大事だということで、同じシステムを使っていくという考え方に変更したということでございます。</p> <p>(2)の「児童福祉法改正及び国が新たに策定した『一時保護施設の設備及び運営に関する基準』を踏まえた主な更新内容」です。</p> <p>こちらは法改正に基づいて更新したということで、以下に書かれていることについて追記したということでございます。</p> <p>次に2の「主なスケジュール」でございます。</p> <p>現在は12月ということで、建設の工事が始まってございます。東京都との事前協議も開始しております。来年の3月からは子ども家庭庁との協議も開始する予定になっております。</p> <p>私からは以上です。</p>
<p>子ども政策担当課長</p>	<p>そうしましたら、以上の報告を踏まえまして、議題「(3)『杉並区子ども家庭計画』素案について」、ご説明をさせていただければと思います。</p> <p>まず、計画の素案ということで資料8となりますけれども、まずこれにつきましては、資料のデータの送信が会議の直前となってしまいました。大変申し訳ございませんでした。</p> <p>このデータを送信した後に少し誤植等に気づいたところを修正したものを本日席上に配付してございますので、資料8としては本日お配りしたものをご覧いただければと思いますので、よろしくお願いたします。</p> <p>今回の改定は子ども・子育て支援事業の利用状況等に関する調査や子ども・子育て家庭の実態調査、これらの調査や、先ほどご報告しました「(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例」の制定、「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」の策定を予定していること等に伴う総合計画の一部が修正、さらには、本計画に包含する「子ども・子育て支援事業計画」が1期5年と法定されていること等を踏まえまして、令和7年度から令和11年度までの計画として改定することとしたものでございます。非常にボリュームある内容となっておりますので、今日は資料8別紙「概要版」と併せてご覧いただきながら前回の計画から変わったところを中心にご説明させていただきたいと思っております。</p> <p>そうしましたら、資料8と、資料8の別紙「概要版」の両方をご用意</p>

いただければと思います。

第1章「計画の基本的事項について」でございます。

本計画の改定趣旨につきましては、ただいま申し上げたとおりでございますが、計画の位置づけとしましては、基本構想や総合計画等の上位計画を踏まえて「杉並区保健福祉計画」を構成する子ども家庭分野の計画として策定するものでございまして、資料に記載のような法定計画を包含するものでございます。

計画期間は、令和7年度から11年度の5年間としまして、計画目標として杉並区基本構想における子ども分野の将来像から「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまちの実現」としてございます。

第2章では現在の子ども家庭計画の施策別に区が進めてきた主な取組についてと、この間の国のこども政策の主な動向を記載してございます。

次の第3章は「計画内容」となりますが、こちらは総合計画・実行計画の施策体系と合わせまして今回は4つの施策について、施策を構成する事業ごとに主な取組と内容を記載してございます。

現行の計画からの改正点に資料8もご覧いただきながらご説明をしたいと思っております。

まず、施策1のところでは、資料8の素案の冊子の24ページ、事業1「子どもの権利が尊重される地域社会の実現」というところで、先ほどの実行計画と同様に「子どもの権利に関する条例」に基づく取組ということで、新規の相談・救済機関の設置を含む3つの取組を記載しているところでございます。

次に28ページからの事業3「子どもの命と安全を守る児童相談体制の構築」のところでは、児童福祉法の改正に伴いまして(7)の「児童福祉・母子保健の一体的相談支援」、次の30ページの(12)「子育て世帯訪問支援事業」、(13)「児童育成支援拠点事業」、(14)「親子関係形成支援事業」を追加しています。

これらの取組は子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業にも位置づけられたことから、第4章の「子ども・子育て支援事業計画」にも記載しており、(7)の子ども家庭センターは85ページの利用者支援事業で、「こども家庭センター型」というものが新しくできましたので、そちらのほうに記載されてございます。

また、(12)から(14)の事業につきましては、子ども・子育て支援事業計画では98ページからの「養育支援訪問事業等」で、それぞれの事業の計画値が記載されているところでございます。

続いて施策2の「子どもの居場所づくりと育成支援の充実」をご覧いただければと思います。

こちらの冊子の38ページから41ページにかけて、事業1「より良い子どもの居場所づくり推進」ということで記載してございますが、先ほど高倉課長から説明いたしました「子どもの居場所づくり基本方針(案)」の内容を反映させて大きく修正しているところでございます。

続いて施策3「安心して子育てできる環境の整備・充実」でございます。まず、事業の1つ目「妊娠から子育て期の切れ目ない支援の充実」のところでは改正児童福祉法の妊婦等包括相談支援事業、それから、子ども・子育て支援法で創設された妊婦のための支援給付に伴って48ページの(3)にございます「出産・子育て応援事業の実施」、それから、そ

の下の(4)「バースデーサポート事業の実施」、この2つを追加してご
ざいます。これらの取組も子ども・子育て支援事業計画の85ページの
利用者支援事業の「妊婦等包括相談支援事業型」として記載してござい
ます。

続いて、事業4の「多様なニーズに対応した保育サービスの推進」で
ございます。

こちらは58ページをご覧くださいと、(5)に「こども誰でも通
園制度」を新たに記載してございます。こちら子ども・子育て支援事
業計画の92ページに記載してございます。

次に、59ページ、事業5「学童クラブの整備・充実」になります。

(1)の「学童クラブの整備」において、学童クラブの利用対象につ
いての見直しの検討についての記載がござい。それに伴いまして、
子ども・子育て支援事業計画の96ページをご覧くださいと、量の
見込みの区立学童クラブのところでは、今まで具体的には学年の枠が書
いていなかったのですけれども、こちらを追加するような書き方となっ
てございます。

続いて、施策4「障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備」
については、保健福祉計画の障害者分野の計画である「杉並区障害者施
策推進計画」との整合性を図りながら記載しているところです。

3章の中で大きく変わった部分については以上でございます。

第4章の「子ども・子育て支援事業計画」については、第3章と併せ
てご紹介したもののほか、86ページ、87ページをご覧くださいと、
新たに地域子ども・子育て事業に位置づけられた「産後ケア事業」につ
いて記載してございます。

最後に、第5章の「計画の推進に当たって」のところは、概要版でご
覧いただければと思います。こちらについては、子ども・子育て支援法
の規定を踏まえまして、子ども・子育て会議の意見を聴取して計画の進
捗状況の評価や必要な見直しを行うことのほかにこども基本法第11条
の規定を踏まえまして、子どもの意見聴取を実施して意見を反映させる
ための必要な対応を図っていくことも記載してございます。

また、計画の評価につきましては、本日議題として上げさせていただ
きました子ども・子育て支援計画の点検・評価を中心に行っているところ
でございますけれども、子どもの権利に関する条例の制定後には、条
例に基づいて、子どもの権利の保障に資する取組の実施状況についても
評価してまいりたいと考えているところです。

最後に計画改定に向けての今後のスケジュールでございます。こちら
は資料がございませんので、口頭で恐縮ですけれども、まず、この後、
皆様から頂く意見と、先ほど申し上げました総計・実計、それから「子
どもの居場所づくり基本方針」のパブリックコメントをしているところ
でございますので、こちらによる修正。それと、今回まだ反映ができて
いない令和7年度の予算案を踏まえまして、2月に計画案を作成したい
と考えてございます。

こちらの計画案を作成するに当たって2月上旬に皆様にこの素案を
修正した内容をご報告した上で計画案を決定していきたいと考えてご
ざいます。

この日程等の詳細については、改めてメールでご連絡させていただ
きたいと思っておりますので、引き続きご協力ほど、よろしくお願ひいた
します。

計画案につきましては、2月に議会に報告しまして、その後3月にパ

	<p>ブリックコメントを実施し、必要な修正を行い、5月に改定した計画を決定する予定でございます。</p> <p>長くなりましたが、私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
大山会長	<p>ありがとうございました。議題3『杉並区子ども家庭計画』素案について、関連する報告事項と併せて一括してご説明いただきました。</p> <p>この子ども・子育て会議では、障害を持つ子どもや医療を必要とする子ども、ひとり親家庭などの多様な背景を持つ子どもたちの子どもの権利について議論をしてきました。</p> <p>また、生活や学習の場である保育園や幼稚園はもちろん、児童館やあるいは学童などの在り方についても居場所づくりの視点から議論を重ねてきました。</p> <p>さらに切れ目のない支援あるいは単なる虐待対応だけではなくて、予防も含めた取組が必要ではないかといった視点からの議論も行ってきました。</p> <p>こういった子ども・子育て会議で重ねてきた議論を踏まえて、杉並区として今般のこの計画の素案をご提示いただいたという形になります。皆さんも今回の素案を踏まえて、貴重な意見の場だと思いますので、ぜひ活発な議論を行っていただければと思います。</p> <p>ご意見・ご質問ありましたら挙手をお願いいたします。</p>
小川委員	<p>小川です。子ども・子育て会議の進め方がすごく変わられたのだなという印象を受けました。いろいろと工夫とか試行錯誤され、とてもいいことだと思います。</p> <p>一方で、率直に申し上げて、この55分間ですか、一方的に説明を聞き続けるというのは、いかがなものなのかと感じました。</p> <p>この効率的な運営を行うことを重視するのか、委員による議論を重視するのか、どちらを考えてられているのでしょうか。</p>
子ども政策担当課長	<p>委員ご指摘のとおり、今回は報告の中身が非常に多くなってしまっていて、説明も長くなってしまいうところ、大変申し訳なく思っているところがございます。</p> <p>ただ、一方で一つ一つについて進めていって、また計画に戻ってというようなことをしてしまうと、行ったりきたりということが出てきてしまうのかなということがありました。今回はそういったことを踏まえて、まず区として策定に向けて進めているものについてご報告さしあげた後、それを踏まえた計画案ということでご説明させていただきました。本来は議論を重視したいと考えているところですが、今回は少しそこを分かりやすく整理したいという意味でこういった形とさせていただいたところです。</p> <p>ただ、結果としてたくさんのお話を一気に聞かせてしまうことになってしまったかと思っておりますので、申し訳ございませんでした。</p>
小川委員	<p>分かりました。さっき、また説明があるということで今回このような体勢を取られたと思うのですがけれども、私としましても、1時間ぐらい説明をされるのであれば、事前に動画ですとか、録音ですとか、そういったもので情報共有するのも1つかなと考えます。以上です。</p>
大山会長	<p>よろしいですか。</p> <p>では、狩野委員、お願いします。</p>
狩野委員	<p>1時間お話を聞くのは私もそんなに得意ではないのですがけれども、事前に読んでくるようにと書いてあって、それをなぞる形でご説明くださ</p>

	<p>ったので、「行ったり来たりしないほうが」とおっしゃったのは議題全部さらうには、やはり最後までご説明いただいて、読んできたご意見を闘わせるほうが恐らく私も効率がいいと思うのです。なので、これはやむを得ないというか、会議の回数とか皆さんが集まる都合とかを考えると、本当にやむを得ずなされたことだと思うので、十分議論の時間は尊重されていると思いました。</p>
子ども家庭部長	<p>子ども家庭部長です。皆さんの意見はいろいろおありになるかと思えます。今回の子ども・子育て会議の経過でございますが、この間総合計画・実行計画という上位の計画の改定があったということ、併せて子ども家庭分野における大きな動きということで、子どもの権利の条例、併せて居場所づくり基本方針、さらに児童相談所の設置についての動き、こういったものが全て諸々同じタイミングになってしまったという状況でございます。</p> <p>我々としても、それぞれの項目が1個で完結しているわけではなくて、全てが子ども家庭計画に集約されてくる内容だということでどうしたらいいか悩みました。</p> <p>併せて子ども政策担当からおわびさせていただきましたが、資料が直前になりましたことも本当に申し訳なかったと思えます。事前に読んでおくようお願いしておきながら直前になったということで、この膨大な量をメール等を見て皆さんびっくりされたのではないかと思っております。反省すべき点は反省させていただいて、今後の展開を検討させていただきたいと思えますが、子ども家庭計画に反映する内容については、皆さんにお目通しいただいているかと思えますが、概略だけ、確認の意味も含めて修正・報告させていただいた上で議論をしていただいたほうがしっかりと熟議できるかと思ひまして、このような形とさせていただきます。</p> <p>皆様の意見につきましては、今日この場でいろいろと頂いた上で次回以降に反映させていきたいと思ひますので、会長も申し上げていたように、活発な議論をよろしく願ひいたします。</p>
大山会長	<p>ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。 願ひします。</p>
佐藤委員	<p>私からは2点ご質問がございます。</p> <p>まず1点目が96ページになりますか、学童クラブの部分で、施設だったりとかの拡充をなさっていただいて、とてもありがたいなと思ひます。</p> <p>一方で、先日一般質問で議員から学童の待機児童の数が計画では令和9年度に解消される予定と出ていると思うのですがけれども、それまでのあと3年間ぐらいはこの待機児童のお子さんたちはどうになってしまうのかというところで、1つの案としてベビーシッター利用支援事業の上限を引き上げるのはどうかというお話があったかと思ひます。</p> <p>東京都の小学校3年生までに引き上げる条件が令和6年の5月1日までに待機児童を解消する計画がないと、そこの引上げが難しいというご回答を頂いているかなと思ひますけれども、今後また東京都の条件が緩和されたりとかする可能性もあるのかと思うので、そこも見えていただけたらと思ひます。</p> <p>あと、今の待機児童の現在の子たちに対しては、どのような支援があるのかというところをお伺いできればと思ひました。いかがでしょうか。</p>

<p>学童クラブ整備担当課長</p>	<p>学童クラブ整備担当課長でございます。私からお話しさせていただきたいと思います。</p> <p>まず1点目、先ほど令和9年度までに待機児童の解消を目指しているというお話があったかと思いますが、区の計画上は令和12年度という形で示しておりますので、そこは何か行き違いがあったのかなと思います。</p> <p>次にベビーシッター利用支援事業でございますが、これは再三お話を頂戴しているところではございます。前から申し上げているとおり、都の定める学童クラブの待機児童解消の計画を作らなければいけない。それが令和6年5月というところで、そもそもそれが叶うような状況ではないというところをお話しさせていただいたと思います。</p> <p>議会でも質問がございましたので、この都の事業が継続するか否かについては、私どもも注視はしております、今日も恐らくご質問が出るだろうと思っております、ホームページで新しい要綱が出ているかなと思って見たのですが、まだ出ていないという状況が1つございます。</p> <p>併せて、仮に継続となった場合でも、これも従前よりお話させていただいているところですが、小学生の利用のニーズです。学童クラブは集団で生活する場。一方ベビーシッターというのはお家に来て、一対一で見てもらうところがありますので、利用ニーズに関しての課題などを整理して、慎重に検討していく必要があるかと思っておりますので、前からのお話で申し訳ないのですが、現時点ではベビーシッター利用支援事業の対象範囲の拡大に踏み出すのは難しいとは思っておりますが、課題の整理については行ってまいりたいと考えてところでございます。</p> <p>あとは、待機児童となってしまったお子さんへの支援というお話があったかと思いますが、そろそろ冬休みになりますけども、学校の長期休業期間中に児童館を朝8時から開館してシルバーさんに見守りをさせていただくということをしております。</p> <p>また、放課後等居場所事業をご案内しております。実はこの12月から放課後等居場所事業で入退室が保護者の方に分かるシステムを導入しております。こういった事業をご活用いただくようにご案内しているところでございます。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>毎度のことで恐縮ですが、ありがとうございます。</p> <p>もう1点、ひとり親支援の事業、61ページです。私も当事者として見ているところではあるのですけれども、ひとり親支援の部分で、いろいろとやっていただいているのはありがたいと思いつつ、(4)のところ、以前もちょっとお話をさせていただいたのですけれども「養育費確保に関する支援」のところ、どうしても保証会社と契約しなければいけないというのが条件になっているので、今、養育費の平均の受給額が大体5万弱とかの中から、さらに引かれてしまうところは出費としても大きいところであるのかなと思っております。隣の中野区は保証会社の条件ではなくて、例えば話合いのときのADRの保証だとか、公正証書の作成のときの費用を助成されているので、そもそもその取決めをしていない方が全体的に割合として多いので、そこに対して補助いただいたほうが利用率だったりとかは上がるのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。</p>
<p>子ども家庭部管理課長</p>	<p>管理課長でございます。今の質問に対してお答えさせていただきます。今、委員からお話しいただきました内容は区議会でも様々なご質問</p>

	<p>を頂いているところです。</p> <p>おっしゃるとおり、杉並区では保証会社との契約に対する助成が先で、その他の手続きについては中野区の例のとおり、公正証書の作成に対する助成を先に行っております。私どもがこの制度を導入したときに、まず一番初めに考えたのが、養育費を必ず手元に届けるというものでした。実際、保証会社と契約をしている場合、万が一養育費が払われなくても、保証会社から払われるというところで生活の安定が確保されるという考えに基づきこの制度を構築いたしました。</p> <p>おっしゃるとおり、公正証書の取り決めを対象として助成を行っている区のほうが多いというのも承知はしておりますが、これだけですと、手元に養育費が来ないということも想定されます。その辺りは他の自治体の状況も見守りながら、いろいろ検討を進めていきたいと考えております。</p>
佐藤委員	<p>ありがとうございます。その養育費の部分で言うと、令和6年度のこども家庭庁の予算案のところで、養育費回収に関しての弁護士費用の補償が新しく追加になっているかと思えます。多分保証期間も1年とか期間が区切られてしまっていると思うので、取決めがあれば、一旦はそこでオーケーという形で。もし、そこで何か回収が必要あれば、また必要な人だけが弁護士費用という形になるので、そちらのほうが当事者としては利用しやすいかなと思えますので、ご検討いただけると、うれしいです。</p>
大山会長	<p>佐藤委員はよろしいでしょうか。</p> <p>ほかの委員の皆様、いかがでしょう。お願いします。</p>
小林委員	<p>2件ほどあるのですけれども、今回杉並区の掲示板に杉並区の子どもの権利擁護推進のための取組を進めておりますということも貼らせてもらったのですけれども、その中に「条例案には以下の内容を盛り込みたいと考えています」ということで「まわりの大人たちの役割を定めます」というものが入っていたのです。それはどういうことなのか、子ども・子育て会議で確認してくれと言われたものですから。</p>
子ども政策担当課長	<p>子ども政策担当課長です。保護者の役割ということで、「保護者等」ではなくて、「保護者」のところ、「まわりの大人」ということですか。</p>
小林委員	<p>「まわりの大人」です。</p>
子ども政策担当課長	<p>「まわりの大人」ですね。そうしましたら、本日お配りしている資料ですと、この別紙のカラー版の「子どもの権利の関する骨子案について」の後ろから1枚おめくりいただいたところに「まわりの大人たちの役割を定めます」というのがちょうど上にございます。こちらの部分かなと。掲示が分かりづらかったと思うのですが、「まわりの大人たち」というのは、杉並区ですとか、子どもの施設で働いている人だったり、杉並区内の事業者で働いている人だったり、区民だったり、保護者だったり、そういった人たちのことを言っておりまして、それぞれの役割ということで、例えば杉並区だったら、子どもの意見を聞き、子どものためのいろいろな取組を考えて保護者などと協力して行っていくですとか、保護者であれば、子どもの声を聞いて子どもが安全・安心で暮らすことができるようにするとか、子どもの施設であれば、子どもが安全・安心に過ごすことができ、子どもからの相談に対応できるようにするとか、あと、事業者であれば、その会社で働く人が仕事と子育てなどを両立できるようにするとか、そういったことを役割として定めますという内容でござ</p>

	います。
小林委員	内容がはっきりしなかったので、掲示板を見られた方から「これはどうということなんだ。」と質問を受けたものですから。
子ども政策担当課長	こちらの資料は、実は子ども向けのオープンハウスの資料を転用しているものですから、大人の方には分かりづらい形になってしまっているかもしれません。申し訳ございません。
小林委員	<p>掲示板に貼ってしまったものですから、ちょっと問題があると思って。</p> <p>もう1点。学童の件ですけれども、25の児童館を残すということですね。今、学童の人数がすごく多いのです。小学校に学童の教室をつくるというのは実際実行なさるのですか。その辺をお聞きしたいのです。</p>
児童青少年課長	<p>児童青少年課長、高倉です。学童クラブですけれども、先ほど概要版で説明をさせていただいているところです。資料5-1、別紙1です。A3判のカラーのものになると思いますが、その左側の「小学生の居場所」のところの「学童クラブ」の項目をご覧くださいと思います。</p> <p>学童クラブについては、この居場所づくり基本方針策定後も、通所の安全等を考慮しまして、引き続き学校内もしくは学校の近接地に整備をしていきたいと考えておるところです。</p> <p>ただ、一方で小学校児童の数、この杉並区ではこの間まだ右肩上がり、増えておりまして、学校の中も教室に必要な部分が多くて、なかなか今現在学校の中に整備するのが少し難しい状況になっております。なので、今後は基本的には改築の機会などを捉えながら学校の中に整備していく道を模索していくということを考えておるところです。</p> <p>その学校の改築があるときに基本的には学校の中に学童クラブを整備していく、児童館にあるものを学校の中に移していくということが基本線になろうかと思えます。</p> <p>ただ、例えば改築の時期は迎えていないけれども、学校の中に大きくスペースが空いたようなときは個別にまた調整・対応させていただくこともあるかというのが今現在の考え方でございます。</p>
小林委員	私が担当している小学校がそういうところに挙げたみたいで、関係住民が反対してしまっていて、その点でちょっとお聞きしたかったです。ありがとうございます。
大山会長	<p>小林委員、よろしいでしょうか。</p> <p>他の委員の方、いらっしゃいましたら、お願いします。</p>
四童子委員	<p>いろいろと説明いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>私からは、杉並区総合計画・杉並区実行計画（第2次）修正案という冊子の29ページ、施策19「より良い子どもの居場所づくりの推進」という項目の文章下から2行目、公園や図書館、集会施設、スポーツ施設などの多世代の区民を対象とする、子どもの意見を聴きながら居場所づくりの充実を図っていくと記載しています。</p> <p>子どもの意見を聴いていただく際に、私たちの子どもたちは障害児になりまして、自分の言葉で意思を伝えたりとか文章で伝えることが物理的、能力的にも難しい場合が多々あります。そういう子どもの意見も吸い上げていただけるのだろうとは思いますが、例えば子ども発達センター・特別支援学校・特別支援学級などに通っている児の保護者が子どもの思いを一番よく分かっていますので、保護者にヒアリングをしていたきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>

<p>児童青少年課長</p>	<p>児童青少年課長、高倉です。ありがとうございます。</p> <p>今該当箇所をご紹介いただいたところかと思えます。そこに関わらず、今回の子どもの居場所づくり基本方針の理念の中では、子どもの居場所づくりを行うに当たっては、子ども意見を聴きながら反映していきますというのをうたっているところでごさいます。今後、居場所の充実を図っていくに当たっては、しっかり子どもの意見や思いをどう聴いていくかというのを全庁的に、もう一度考えなければいけないと思っておるところです。</p> <p>そういった中では当然言葉で表現ができる子だけではなくて、今おっしゃっていただいたような障害のあるお子さんについては言葉では言えないけれども、表情やもしくは保護者からの聞き取りといったところでしっかり子どもの意見を吸い上げていくのが大事だと思っておりますので、その効果的なやり方を含め、今後しっかり検討していくことが必要だろうと思っておるところです。</p> <p>この子どもの居場所づくり基本方針をつくるにあたっては、まさに子どもの意見をしっかり聴きながらやらせていただいておりますし、子どもアンケートでは9,500人の子どもに無作為抽出で送っていますし、子どもヒアリングという取組では、放課後等デイサービスに児童館で働いている児童指導の職員がお邪魔をして、お子さんの表情や身振り手振りからどういった居場所を欲しているかを聞き取りさせていただく取組も行ったところではあります。</p> <p>そんなところも1つのヒントにさせていただきながら、今回この居場所づくり基本方針を取りまとめさせていただきましたので、これを具体化するに当たっても、しっかり子ども全般の声が聴けるように取り組んでいきたいという考えでございます。</p>
<p>四童子委員</p>	<p>ありがとうございます。まさにその公園をどういう場にするかというところで、「私たちは滑り台に登れないのでユニバーサル遊具が欲しいです」などといった声が障害児からはほとんど上がってまいりませんが、放課後デイサービスでもヒアリングをしていただいたということですが、あまり出てこないと思えます。ぜひ障害児の保護者にヒアリングをしていただけたらと思えます。</p> <p>続きまして、先ほど高倉課長から子どもの居場所づくり、今後の取組の方向性ということで冊子を使いながら非常に詳しい説明をしていただきました。ありがとうございます。</p> <p>こちらに関しても言えることですが、全ての子どもが対象となってくるかと思えますので、あらゆる障害児が使える施設にしていきたいという思いがあります。これに関しては今すぐできることと、今すぐにはできないことがあると思えます。施設を大きく建て替える際でない、物理的にちょっと難しいということもあろうかと思えますが、ぜひ取り残さずにそういう子どものことも意識しながら検討を進めていただければというお願いでございます。どうぞよろしく願いいたします。</p>
<p>児童青少年課長</p>	<p>児童青少年課長です。ありがとうございます。</p> <p>この基本方針では児童館、これまでの考え方を見直して、しっかり残していくということにしております。</p> <p>単に残すだけでなく、機能強化をしていくというところをうたっておりますし、ユニバーサルデザインですとか、そういったところをしっかりとやっていく必要があると思っておるところです。</p>

	<p>なかなか建て替えや改修のタイミングでないといった配慮というのは難しい面もございますが、しっかりそこに意を用いて今後取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。</p>
大山会長	<p>ありがとうございました。よろしいでしょうか。 ほかの委員の方、いかがでしょうか。</p>
大野委員	<p>杉小P協の運営委員で馬橋小学校PTA会長の犬野と申します。 先ほどの放課後居場所の件で全部の小学校にそういう居場所をつくっていくということだったですけれども、先日この件に関して自校の校長先生と話したりする機会があって、学校の施設を使うということで、誰が責任を負うのか、誰がそれに対応するのかということがすごくネックで、なかなか難しいのではないかといいことを言っていました。学校の施設を使う以上、何か子どもの中でトラブルが起こったりとかした場合、どうしても先生のほうに対応をすることになるのではないかといいことで、今でも教職員がいっぱいいっぱいなのに、そこにこの放課後のことの対応が入ってくると、本当に立ちゆかなくなるかもしれないと言っていました。学校にそういう放課後の居場所をつくる時はトラブルにも対応できるような団体というか、そういう方たちに参入していただくことがすごく必要になるのではないかと話していたので、報告させていただきます。以上です。</p>
児童青少年課長	<p>ありがとうございました。 この放課後居場所事業ですけれども、小学校の中のスペースを学校教育に支障のない範囲で活用させていただいて、子どもの居場所のための拠点を設けて、そこで過ごしていただく。また、校庭や体育館を開放利用団体やスポーツ少年団が使っていない時間帯といったところを調整させていただきながら、その時間、子どもが体をダイナミックに動かして遊んでもらうといった事業でございます。 この事業をやるに当たって、責任の所在という意味では学校とは切り離して、児童青少年課の事業として行いますので、そこで起こる事案については、しっかり子ども家庭部児童青少年課で対応していくといったところを大原則にしているところです。 ただ、そんな中でも学校の中での居場所ですので、確におっしゃっていただいたように、これまでの間、場合によっては学校の先生に問合せが行ってしまうところがあって、そういったお叱りも頂いております。そこはまだ工夫が必要だと思っておりますし、しっかり利用案内の中に担当部署の電話番号を載せるとか、保護者の方に児童青少年課の事業だということを理解いただくというところは重ねてやっていきたいと思っております。 この事業をやるに当たっては、持続可能な形でやらなければいけないと思っておりますし、教員の負担が増えるようなことは働き方改革もございいますので、あってはならないことと思っております。まだまだブラッシュアップしながらではありますが、学校現場に負担が行かないような形でしっかり今後も対応していきたいと思っております。</p>
大野委員	<p>ありがとうございます。</p>
大山会長	<p>ほかはいかがですか。</p>
小川委員	<p>意見を言わせてください。報告事項(1)の杉並区総合計画・実行計画等の一部修正について。資料3-1です。35ページ「子ども誰でも通園制度」はとても画期的な取組だと思います。さすが杉並区だなという印象</p>

	<p>を受けました。ぜひこのような取組を続けていただきたいと思ったのが1点目です。</p> <p>2点目も同じく資料3-1、47ページです。「多文化共生・国内外交流の推進」と記載があります。</p> <p>見てみると、国際友好都市や国内交流自治体と教育や文化、スポーツ等を通じて触れ合いと書かれていて、国際化とか不確実性が高いVUCA（ブーカ）の時代と呼ばれている中で、こういった取組はすごくいい取組だと思っております。来月12日に杉並ロードレースという走る大会が予定されていると思うのですけれども、そういったものにももっと外国の方とか幅広い方に参加できてもらったらいいと思いました。私も申し込みました。以上です。</p>
保育課長	<p>私からは、「こども誰でも通園制度」について少しお話しさせていただきます。</p> <p>資料で言いますと、杉並区子ども家庭計画素案の92ページに「こども誰でも通園制度」について少し説明をしているところでございます。</p> <p>これは、杉並区独自の施策というよりは国が行っている施策でありまして、令和7年度子ども・子育て支援法に基づく地域子育て支援事業として、まず制度化されるものでございます。また、令和8年度からは本格実施という言い方をしていますが、新たな給付制度として全国で行われるといったものでございます。杉並区は先行しまして、令和6年度から試行を行っているところでございます。</p> <p>7月から保育室若杉で始めまして、10月からは私立保育園等で17か所、計18か所でこの試行事業を行っているところでございます。</p> <p>そういった試行の中で出てきます様々な問題点ですとか、逆によい点をブラッシュアップいたしまして今後の事業につなげていきたいと取り組んでいるところでございます。</p> <p>私からは以上です。</p>
子ども家庭部 管理課長	<p>管理課長の浅川です。所管外ですけれども、交流の所管で以前担当しておりましたのでご説明させていただきます。</p> <p>委員おっしゃるとおり、区では国内外の交流自治体と様々な交流を行っております。スポーツでいきますと、例えば区内の中学生選抜チームが台湾との野球交流を毎年続けていたりですとか、それから中学生が海外の交流自治体のオーストラリアのウィロビーを訪問したりとか、それからスポーツそのほかでいきますと、今月の8日だったのですけれども、中学生の対抗駅伝を毎年行っておりまして、ここには区内中学校の生徒のほかにはいわゆるオープン参加なのですが、南相馬からも生徒が来て一緒に走ったりしております。</p> <p>このような形で大人も含めてなのですが、いろいろなところで交流を行っておりますので、こういった計画に基づきまして私ども今後も発展を続けてまいりたいと考えております。</p> <p>ちなみに私も来月のロードレースに申し込んでおります。よろしくお願いたします。</p>
大山会長	<p>小川委員、よろしいでしょうか。</p> <p>では、お願いします。</p>
高田委員	<p>本日の資料5-1の別紙1の中で、最初の居場所づくりの今後の取組の方向性についてご説明いただいたかと思いますが、この中の(3)「個別のニーズに応じた居場所づくり」の「不登校の状態にある子どもを対象とした居場所」というところで、居場所づくりに取り組んでいます、と既</p>

	<p>に着手しているものがあるような記載になっているかと思えます。</p> <p>資料3-1の39ページに修正案として、今の時点でどのように進めていくかという記載が同様にあるかと思うのですが、例えば、別紙1のほうで「バーチャル・ラーニング・プラットフォームを活用したオンラインの居場所の充実」と記載がありますが、これは具体的にどのようなものなのかをお伺いしたいと思っております。例えば今小学校ですと、タブレットが全生徒に配付していて、コロナの間であったりとかは割と登校できない、コロナにかかってしまっていて登校できない子がZoomで参加するみたいな動きが出ているのは理解しているのですが、同様の動きが不登校の子にも提供されているかということをお伺いしたいと思っております。それが単純なZoomで教室をつなげるだけなのか、バーチャル・ラーニング・プラットフォームという特別なプラットフォームをつくっているのかを伺いたいというのがまず1点です。</p> <p>もう1点、「校内別室指導支援事業の継続実施」と別紙に記載がございます。39ページにも実施と明確に記載があるのですが、小学校によっては教室の数などが足りないなどの問題も起きているかと思っております。別室での指導支援というのが本当に全学校で対応していますところにも記載があると思うのですが、できているのかとか、不登校のお子さんにちゃんとそれが提案されているかという現実のところをお伺いしたいと思っております。</p>
<p>児童青少年課長</p>	<p>ご質問にあった分野が、教育委員会事務局で対応している分野でございますが、本日は大変申し訳ないですが、区側に教育委員会事務局の職員がおりませんので詳細をお答えするのは難しい状況ではありますが、分かっている範囲でお伝えさせていただきます。</p> <p>まず、バーチャル・ラーニング・プラットフォームでございます。これは学校になかなか足が向かないお子さんが行かれる「さざんかステップアップ教室」という学校とは別のところにある、そういった不登校になりがちな子向けの教室があるのですけれども、そちらに参加いただいている方を対象に行っているオンライン上の仮想空間を活用した新たな居場所や学びの場ということで運用していると聞いておるところです。これは東京都が進めている取組に試行的に区が今乗らせていただいて対応しているものと聞いております。</p> <p>今現在はその「さざんかステップアップ教室」への参加が断続的になっているような児童生徒を対象にしておるのですが、こういった仮想空間上の居場所もどんどん対象を広げていくことを今後考えていくと聞いておるところです。</p> <p>もう1つは区立小中学校内の校内別室指導支援事業というものです。今これは校内に教室以外の別の空間というものを設けて、なかなか教室に足が向かないお子さんが居られるような場所を提供している事業で、これは全区立小中学校で実施していると聞いておるところです。</p> <p>ただ、先ほど申し上げたように、小学校や中学校によっては、子どもの数が増えていて、十分なスペースを取れない場所があると聞いておるところです。そういった場所では、1室というよりスペースで区切って今は対応していると聞いておることで、そのスペースをどう広げていくのかというところは課題になるものと聞いております。今頂いたご意見は教育分野に伝えまして、また対応を考えていきたいと思っております。</p>
<p>高田委員</p>	<p>ありがとうございます。ちょっと斜めの質問だなとは思っていたのですが、あまり本件について今まで伺っていなかったのと、不登校が小学校</p>

	<p>とかで増えていて、割と身近に聞く話題で、担任の先生に負荷が寄ってしまっているという状況や多分ご家庭も大変な状況にあるのかなと思います。こういう新しい取組ができ、選択肢が増えるというのはすごくいいなと思いましたので、実現に向けてぜひ意見を届けていただければと思います。</p> <p>私からは以上です。ありがとうございました。</p>
児童青少年課長	<p>今、不登校の数が増えていることをご指摘がありましたけれども、子どもの居場所づくり基本方針をつくる中で、不登校の状態というのも見せていただいているところです。</p> <p>実際、紹介させていただくと、区立小・中学校の不登校者数、平成 26 年度は 235 人だったのが、令和 5 年度は 1,105 人となっております、4 倍から 5 倍という形になっており、非常に顕在化しておるという状況でございます。</p> <p>こういった不登校や学校になかなかなじめないお子さんというところで考えますと、これまで児童館という第三の居場所を廃止して、学校の中に居場所を置くという取組をこれまでやっていたのですけれども、学校の中の居場所も居場所で非常にそこを居心地よく感じてくれるお子さんはいるのですけれども、一方で学校になじめないお子さんは学校の中だとなかなか足が向かないというところがありました。そういったお子さんにとっては、学校外の第三の居場所が必要だろうというところもございまして、そこも 1 つの状況として捉えて、児童館というものが必要だろうと今回考えを示させていただいているところです。</p> <p>そういう意味では不登校のお子さんの居場所の選択肢の 1 つとして、しっかり児童館をチョイスしていただけるように今後も運営を行っていきたくと考えております。</p> <p>補足的なご説明でした。</p>
高田委員	<p>ありがとうございます。よろしくお願いします。</p>
大山会長	<p>ありがとうございました。ほかの委員の皆様はいかがでしょう。お願いします。</p>
宮内委員	<p>同じく資料 5-1 の別紙 1 の「中・高生の居場所」です。不勉強で、中・高生向けの児童館というのはどういう施設なのかというのは、ちょっと分からないなというところと、逆に楽しみですし、中・高生の意見を聞きながらということなので、しっかりと使われる施設ができればいいなと思っています。私も娘が 3 人いまして、直近では北九州でああいう事件が起きて、すごく不安です。8 時ぐらいですか。あそこで自習をやっているのと、中学生からしたら普通の日常の中で、ああいう事件になるみたいなことがあって。</p> <p>そういった夜とかに勉強できる施設、それで中学生の心身の安全が担保できるような施設ができると、親としては安全・安心だと思うので、そういった施設をご検討いただければいいかなと思います。中・高生以外の保護者の意見もぜひ聞いていただきながらすばらしい施設ができればいいと思いました。</p>
児童青少年課長	<p>ありがとうございます。今回子どもの居場所づくり基本方針をつくるときに、子どもアンケートやヒアリング、子どもワークショップという形で子どもの意見を聞いてきたところです。その中では思っている以上に出た意見というのが、「あなたにとって居場所はどこですか」と聞いたら、「勉強ができる場所」と答える子どもが思った以上にいました。</p>

	<p>中学生から多くなってくるかなと思ったのですが、小学生の中にも自習ができる居場所が欲しいという声が非常に多かったというのは今回やっている中で意外だった点としてお伝えできるかなと思います。</p> <p>あともう1つ多かったのは、ボール遊びができる場所。思いっきり体を動かせる場所を欲している子どもの声というのが非常に目立っていたなと思っています。</p> <p>この中・高生機能優先館につきましては児童館を活用しながら、例えば今、児童館は18時で閉まるのですが、中高生がいたい時間とのミスマッチがあったので、例えばそれを20時や21時に延長したりだとか、児童館の諸室を中高生のニーズに合わせて、例えば自習室をつくるだとか、ダンス練習ができる鏡張りの部屋を設けるとか、そういったことになろうかなと思っています。そういったニーズも含めて今後その中・高生機能優先館にする児童館の周りの中高生に参加いただいて、中・高生の意見を聞きながら、どんな機能を持たせるのかを考えていきたいと思っています。</p> <p>もう1つ、今回「勉強ができる場所が欲しい」という声が多かったところもあって、今ご覧いただいた資料5-1、別紙1をご覧いただければと思います。右上の「公園等の一般区民施設を活用した子どもの居場所の充実」では、様々なメニューを用意しているところです。</p> <p>例えば、図書館の中では自習スペースの拡充ですとか、あとは図書館の中には多目的ホールというのを一部時間開放して、子ども向け無料開放していくといったものも自習の場になるのかなと思っています。</p> <p>また「集会施設」という項目の中では、今、集会施設の中には例えばラウンジという共用スペースがあるので、こちらにWi-Fi環境を整備したりということで、そこでも自習ができるようにしたり、あとは集会施設の中に、なかなか利用率が高くない部屋がありまして、そういった部屋を一定の時間、子どもの自習環境として無料開放していくような試行実施も来年度から始めることを考えているところです。</p> <p>このような形で、どれだけのニーズがあるかは未知数なのですが、自習できる部屋を試行的に増やしながら、どう応えていけるかをしっかり対応していきたいと思っています。</p>
宮内委員	ありがとうございます。
大山会長	よろしいでしょうか。ありがとうございました。 では、ほかの委員の方、いかがでしょうか。
佐藤委員	<p>今の居場所のところで図書館の部分、うちから近いところは高円寺の図書館なのですが、自習というか、座れるスペースが少ないので、どうしても子どもというよりは先に来ている大人の方々がすごく多いなという印象なので、そうやって場所が増えていくといいなと思いました。</p> <p>1点、さっきタブレットのお話があったので思い出したところをお伝えできればと思うのですが、今、娘が小学1年生でタブレットを学校でも導入していると思うのですが、たびたび聞くのが、タブレットがうまく開けなくてとか。充電ができていなかったのか分からないのですが、その授業の時間帯に自分は使えなかったという話を何回か聞いたことがあるのです。なので、それが故障だったのか充電ができていなかったのか分からないのですが、その場合の対応が結局、友だち</p>

	<p>のものをを見せてもらいたいな感じになってしまって、自分が操作できないみたいなどころがあるので、その辺りのサポートというか、何か対応があるといいなと思いました。</p> <p>先日公開授業に行ったときも、小学校1年生なので、なかなか自分で開けないとか「これどうなっているの」みたいになっていて、先生方は担任の先生とサブの先生で、フォローするのが大分大変そうで、保護者の方々も一緒になってやっていたところがあるのですけれども、その辺りの運用面はどうなっているのかを伺いたしたいと思います。</p>
児童青少年課長	<p>これも教育分野の対応になっていまして、お答えが難しいのですが、確かにタブレットを1人1台配付し対応しておるのですが、課題として、故障がすごく多いというところは聞いておるところです。</p> <p>それに対応できるように、できるだけ予備に余裕を持たせる対応を考えているというのを聞いたことがあるので、今のご意見は責任を持って教育部門にお伝えさせていただきます。</p>
佐藤委員	<p>よろしく願います。ありがとうございます。</p>
大山会長	<p>ほかの委員の皆様はいかがでしょう。</p>
中村委員	<p>杉母連の中村です。よろしく願います。</p> <p>私は居場所づくりのところの放課後等居場所事業と、学童クラブのおやつのところちょっと疑問があるかなと思いました。</p> <p>令和9年度には放課後居場所のところもおやつを提供されると書いてありますし、あと、どの資料だったかはあれなのですけれども、令和9年度ぐらいまでは学童クラブのおやつ代金も公会計で出されると伺いました。一括購入のところも出てきていたと思うのですけれども、普通のお子さんはそれでいいのではないかなと思うのですけれども、今はアレルギーのお子さんとかがすごく多かったですりしますので、そういうところの対応とかはどうするのかと。</p> <p>あと、放課後居場所のおやつというのも公会計にされるのか、それともおやつ代を集めるようなことになるのかということところはちょっと疑問があるなと思いました。</p>
児童青年課長	<p>ありがとうございます。まず、学童クラブのおやつですけれども、アレルギー対応はしっかりやる形で対応しておるところです。学童クラブにお入りいただくときにアレルギーがある方は申告いただいて、それに配慮した上で、例えばその子のお皿を変えるだとか見える化をする形で対応しておりますので、学童クラブでは現状しっかりそこは対応させていただいているかと思っております。</p> <p>もう1つ、委員からおっしゃっていただいた、放課後等居場所事業は、この後の小学校全40校の中に入れていくのですけれども、それを全校に拡充する令和9年度のタイミングで、さらにおやつを提供するような充実をしたいと思っております。</p> <p>1つはこの間学童クラブの待機児童対策として、児童館内学童クラブの拡充や学校内に整備する形で、平成26年度以降でいうと2,000人を超える枠を広げて対応しておったのですけれども、残念ながら量の拡大がなかなか追いついていないところなんです。学童クラブは量的拡大だけではなく、それ以外の受け皿も整備しなければいけないと思っております。</p> <p>放課後等居場所事業が学校内にできますと、まず、安全・安心な居場所になるというところがあります。それにプラスアルファ、先ほど学童</p>

	<p>クラブ整備担当課長からもご紹介しましたが、この12月には学校内の居場所に入退室管理システムを入れて、そこに行った子がピッと端末にカードをかざせば行った時間が保護者に通知が行くと。帰るときもまたピッとしていただければ、退室した時間が行くというところで、学童クラブでは職員が帰る時間を管理しますが、放課後居場所でもその時間が分かれば保護者の安心につながるだろうというところではあります。</p> <p>もう1つは、学童クラブはおやつが出ているというところで、放課後居場所という自由な居場所で遊んでいると、少しお腹が減ってしまうような状況があると聞いているので、そちらでおやつを提供させていただくということで、学校の中で安全・安心にしっかり子どもが補食を取りながら過ごせる環境をつくっていくことで学童クラブの対象もしっかり見直して、そこも量的整備に間に合うようなところができるだろうと思っておって、放課後等居場所事業でもおやつを提供できないかというのを考えていきたいと思っているところです。</p> <p>このおやつの提供の仕方はまだまだスキームが詰め切れていないので、料金を取って準備をさせていただくか、どなたも食べていただけるように準備をするのか。そこは対応がいろいろあると思いますので、アレルギーの観点も踏まえながら今後考えていきたいと思っております。</p>
中村委員	<p>追加です。放課後等居場所でもデジタル化でピッとやるあれなのですけれども、私、昨日東田小学校に放課後等居場所で行ったのですけれども、エラーすごく出てしまって、とてもとても大変だということをスタッフの方から伺いました。始まったばかりというものもあるのですけれども、半月はたちましたし、昨日そんな話をたまたま伺い、スタッフの方も困っていらっしゃるようなところがありましたので、ぜひご一考願えたらと思います。</p>
児童青少年課長	<p>ありがとうございます。現場の実態を教えてくださいます。</p> <p>入退室管理システムはこの12月16日から運用を開始しております。まだ走り出しの時期で少しそういった不具合があるところは随時対応しながらよりよくブラッシュアップするようにはしておりますので、しっかり対応していきたいと思っております。</p>
大山会長	<p>いかがでしょうか、ほかの委員の方。</p>
四童子委員	<p>今の高倉課長のお話で、学童のおやつを杉並区が負担する可能性があるということでしょうか。</p>
児童青少年課長	<p>先ほど申し上げたのは、放課後等居場所事業でのおやつの提供ということです。学童クラブについては、今も既におやつを提供しておりまして、おやつ代として月額当たり今は1,800円いただいております。このやり方は今後変えるつもりは現時点ではございません。</p>
四童子委員	<p>分かりました、ありがとうございます。</p>
大山会長	<p>よろしいでしょうか。</p>
狩野委員	<p>先ほどお話に出た不登校のお子さんの校内別室指導支援事業というものなのですが、これは別室登校と呼ばれているものと同一でしょうか。</p>
児童青少年課長	<p>大変申し訳ないのですが、教育のほうでないと、なかなか責任を持ったお答えが難しい面がありますが、ご質問の意図は、校内別室指導支援事業は、教育の過程としてしっかり認められるような場所なのかを確認されたいということですのでよろしいでしょうか。</p>
狩野委員	<p>私は別室登校という名前でご把握しているのですけれども、馬橋小学</p>

	<p>校と高円寺学園の授業をお手伝いしていて、ボランティアの人がお部屋で見守りをし、子どもさんたちが来るものです。もし、それがこれに該当しているなら、先ほど管轄ではないとおっしゃっていたので要望とかはここでは違うのかなと思ったのですが、私が知っている範囲では高円寺学園と馬橋小学校ではかなり成功を収めています。馬橋小は10月に始まったばかりなので、1週間に2こま、水曜日と金曜日の午前中だけで、参加者も面接をして、保護者の同意を得て登録するというやり方のため、人数も少ないのですけれども、高円寺学園でも1年生のときから1回も学校に来られなかったお子さんがすごい頻度で来てくださっていて、週に1回とか2回とか。「さざんかステップアップ教室」は、ちゃんとみんなと勉強したい、きちんと座っていられるという子でないと行けない感じなので、かなりハードルが高いと思うのです。</p> <p>区がどの程度こういった事業に関わっているのかは分からないのですが、高円寺学園も7月ぐらいだったか、まだ始まったばかりなので、もうちょっと定着してからでないとうちにもならないと思うのですが、学校支援本部の人とか素人が詰めているので、皆さんすごい悩むところも多くて。</p> <p>そういう素人の人たちが参加して、安心して運営していけるように、教育に関するプロの方がアドバイザーのようにやったことを見守ってくださるとか、そういう形でよりよい形にしていれば。</p> <p>子どもたちはずっと今は遊んでいるだけなのです。そうすると、飽きてしまったり、不安になったり、勉強したいと思っても自分からは言い出せなかったりするのを、ある程度軌道に乗ってきたらペースをつくっていけるような仕組みがあるといいなと思いました。全然関係ない意見だったら、すみません。</p>
<p>児童青少年課長</p>	<p>ありがとうございます。この校内別室指導というものは、今おっしゃっていただいたようにボランティアの方の力を借りて学校内の一定のスペースで実施していると聞いておるので、恐らくイコールのものだと認識しておるところです。</p> <p>先ほど東京都の事業と申し上げたのは、バーチャル・ラーニング・プラットフォームの仕組みが東京都でやっているものということでしたので、今の校内別室指導は杉並区の教育委員会事務局が行っている取組ですので、今頂いたご意見は、教育の対応の部署に伝えさせていただければと思います。</p>
<p>大山会長</p>	<p>よろしいでしょうか。ほかの委員の方、いかがでしょうか。</p> <p>なかなか今日はタイトなお願いをしたので、本当はもっと言いたいという方もいらっしゃると思いますので、どうぞ遠慮なく。2回目とか3回目の方でも、ここで言いたいということがあれば挙手で言っていればと思うのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、議題3については了承いたします。</p> <p>議事については以上となります。</p> <p>事務局からそのほか連絡事項があればお願いいたします。</p>
<p>子ども政策担当課長</p>	<p>そうしましたら、私からは2点ございます。</p> <p>次回の日程について、まず1点目でございますが、2月下旬から3月の間を予定してございます。日程につきましては、後日改めて委員の皆様にご確認させていただきますので、年度末のお忙しい時期となりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>もう1点、総合計画・実行計画の一部修正について、それから子どもの</p>

	<p>居場所づくり基本方針案についてのパブリックコメントについては、先ほどのご報告の中でも申し上げているところでございますけれども、1月6日までの期間となっております。</p> <p>本日、総合計画・実行計画に関しましては、子どもの分野のを中心にお話をしておりますけれども、そのほかの部分についても意見等ございましたら、ぜひパブリックコメントでお伝えいただければと思います。</p> <p>また、参考資料の最後、こちらのクリップ留めの3枚目のものです。保健福祉計画の中の健康医療分野の計画であります「杉並区健康医療計画の改定（案）に関する区民等の意見提出について」ということで、こちらと同じく1月6日までパブリックコメントをやってございます。こちらについては概要版をおつけしているだけで、説明はございませんが、お目通しいただいて、もしご意見がありましたら、パブリックコメントにお寄せいただければと思います。</p> <p>最後に、先ほど小川委員からもお話ありましたけれども、なかなか本日意見を十分に言う時間等を持ってないというところがあったかと思えます。パブリックコメントでご意見を寄せられる部分については、そちらでお願いできればと思っておりますけれども、本日お示ししました、子ども家庭計画の素案につきまして十分に意見が言えなかったということがございましたら、こちらと同じく1月6日までということで、これはメール等で子ども政策担当にお寄せいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
大山会長	<p>皆様、お疲れさまでした。円滑な進行にご協力いただき、感謝申し上げます。</p> <p>それでは、これをもちまして、第3回子ども・子育て会議を終了いたします。ありがとうございました。</p>